慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中村菊男教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1960
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.6 (1960. 6) ,p.94- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600615-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

九四

中村菊男教授學位請求論文審查要旨

1 主論文 近代日本の法的形成

2副論文 現代政治の實態

中村菊男君提出に係る學位論文について審査した結果は次の通り

である。

第一部 條約改正と法典編纂 先ず主論文の構成は、次の通りである。

第一章 緒論

第二章 明治初期の條約改正と法典編纂

リア・ルーズ號事件顛末 四江藤新平の法典編纂 台明治政府の條約改正提議 日岩倉大使の歐米派遣 田大木 (三) マ

第三章 井上馨の條約改正と法典編纂

權論の擡頭 (1)刑法・治罪法の制定 四三大建白運動と秘密出版事件 臼井上の改正案と歐化政策 **国保安條例** (三) 國

の公布と國民主義運動

第四章 大隈重信の條約改正と反對論の動向

論の擡頭と養否論戦 台大隈入閣の事情 日大隈の條約改正の概要。 何大隈の遭難と法典編纂論との關係

闫大隈案反

第五章 舊民法・商法と法典論爭

民法人事編の性格 **台書民法・商法の審議と成立** 四第三帝國議會における論戰と延期案 は民法典論爭の展開

白舊

第六章 台帯木案の提議 日大津事件と司法權獨立問題 初期議會と條約改正問題

(三榎本武

の成立

揚と條約改正準備 阿初期議會の狀況

第七章 陸奥宗光の條約改正と條約勵行論 H陸奥の外相就任 日民間政黨の動向 自條約勵行論の擡

第八章 法典調査會と明治民法・商法の成立

一法典調査會の設置

は明治民法・商法の成立

第二部 民法典論爭性格論

第一章 民法典論爭の性格

の批判 C 民 法 典 論 爭 論 (1) 玉城肇氏説への批判 闫星野通氏說

第二章 舊民法と民法典論争

――星野通教授への反論――

第三章 舊民法と明治民法

----星野通教授を駁す

結言

と同様に、自然法學派と歴史法學派の争いとみる所見を發表したの 明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、わが國の明治二十三年に公布された「舊民法」の施行をめぐり、おが國の

民權派と保守的封建的國權主義派との對立、抗爭であると規定し、あらたに、明治法典爭議の性格を、ブルジョア民主主義的自由し、あらたに、明治法典爭議の性格を、ブルジョア民主主義的自由し、あらたに、明治法典爭議とを對比する穗積説は、資本主義發展段階におけるド明治法典爭議とを對比する穗積説は、資本主義發展段階におけるドリニ

中村菊男教授學位請求論文審查要旨

である。

野説がよつて立つ舊民法性格論に大きな動搖を生したことは、注目野説がよつて立つ舊民法権格論に大きな動搖を生したことは、注目野説がよつて立つ舊民法編纂過程の研究が格段の進捗をみるや、平野説がよつて立つ舊民法編纂過程の研究が格段の進捗をみるや、平野氏の解放に伴い、舊民法編纂過程の研究が格段の進捗をみるや、平野氏の解放に伴い、舊民法編纂過程の研究が格段の進捗をみるや、平野氏が、世界に、明治法典手議に関する論手は、斯界の脚光をあびるに至め、俄然、明治法典手議に関する論手は、斯界の脚光をあびるに至め、俄然、明治法典手議に関する論手は、斯界の脚光をあびるに至め、後、明治法典手議に関する論手は、斯界の脚光をあびるに至め、後、明治法典手議に関する論話したの見解に對する異説が、かなり多くの學者によって提示さればしたの見解に對する異説が、かなり多くの學者によって立つ舊民法性格論に大きな動搖を生したことは、注目野説がよつて立つ舊民法性格論に大きな動搖を生したことは、注目野説がよつて立つ舊民法性格論に大きな動搖を生したことは、注目野説がよって立つ舊民法性格論に大きな動搖を生したことは、注目野説がよって立つ舊民法性格論に大きな動搖を生したことは、注目野説がよって立つ音に表している。

すべき現象であろう。

親大使歐米派遣を中心とする維新直後の條約改正問題に端を發し、明治政府の樹立より、明治三十年にいたる期間、すなわち、岩倉具本論文の過半を占める第一部は「條約改正と法典編纂」と題し、

九六

井上馨、大隈重信、 理、考證に、多年にわたり明治政治史を專攻された著者ならではの 約改正のバックをなす當時の政治狀勢の分析についても、資料の整 者の斷定は、きわめて示唆に富む卓見とみるべきであろう。また條 律取調委員會內部の民法編纂事業に、一轉機をもたらしたとみる著 十月、大隈外務大臣の遭難にもとづく條約改正運動の一頓挫が、法 關係をきわめてあざやかに描き出している。とくに、明治二十二年 的な視角からの檢討が必要」(序言) との見識にたち、 兩者の相關 或いは法制史的な資料の蒐集、整理によるのみでなく新しい文明史 察されたことはあるが、著者は、兩者の關係は「單に外交史的な、 改正と法典編纂との關連は、他の學者においても取りあげられ、考 法典編纂事業の過程を精細、丹念に考察している。 もちろん、條約 つて行われた條約改正事業の變遷を辿り、それぞれの時代における 靑木周藏、 陸奥宗光等の外務卿、外務大臣によ

どを通じ、著者自身の奮民法性格論並びに民法典論爭本質論を展開 定にもとづく論斷であるが、舊民法編纂過程において、草案の內容 したものである。著者の舊民法性格論は、主としてその人事編の規 者の論戰、および同じく平野説に同調される玉城肇氏説への批判な

著者によると、民法典論爭は、佛法學派對英法學派の感情的、

功

には平野説を傳承する星野通博士との間に行われた數次にわたる著 本論文の第二部は「民法典論爭性格論」と題し、終戰後、

基本的

感をふかくする。

Ļ が、 ても、また、平野説およびそれに同調する人々の見解とは全く異な の學界における舊民法人事編研究に一層のふかみを與えたというべ **徴に入り細にわたり反駁されている著者の詳密な條文解釋は、現在** しかし、人事編の大部分の條文について、星野、玉城兩説に對し、 れたところであつて、かならずしも獨創的な見解とはいえないが、 である。著者の結論そのものは、他の學者によつてもすでに主張さ 内包していたものとする。この點**、星野及び玉城説**とは全く對立的 みない。そして論爭そのものの性格も、ブルジョア民主主義對半封 民主主義的自由民權派、延期派を以て保守的封建的國權主義派とは のだからである。著者は、民法典論爭における斷行派をブルジョア 言したごとく、平野説は、舊民法の進歩性を是認する前提にたつも つた結論に到達しているのは、蓋し當然の結果であろう。前にも一 を否認する著者は、舊民法の施行をめぐる民法典論爭の性格につい く、その功績は、たかく評價しなければならない。奮民法の進步性 立場は、消極的にすら肯定していなかつたのである。 ない。著者によれば、斷行論者たちも「ブルジョア民主主義的」な 建主義の對立抗爭というような歴史的次元を異にするものとは考え 公布された舊民法人事編は、明治民法と同樣に反動的な性格を 進歩的なものから 逐次保守的なものへと 變化した 事實に着目

の傾向は二十年代に入つて更に顯著になり、この派の人々は、條件 條約改正に關連する政治的立場の相違であるとする。すなわち、第 利的な學閥上の對立に由來するが、それを助長した最大の原因は、 ―に對する反動として明治十年代から國民主義運動が擡頭した。こ 次伊藤内閣の歐化政策――それも條約改正の一方便であつたが―

張した。この間における政府對民黨の關係は、單にイデオロギーの 附條約改正を國權侵害であるとし、條約改正と法典編纂の分離を主

對立のみでなく、個人的、黨派的對立が入りくみ複雜である。しか し、結局のところ、二つの主張の對立となつてあらわれた。國權確

て法典の編纂の急務をみとめる政府當局並びにその同調者と、他方

立のためには條約改正が絕對に必要であるとし、その附帶條件とし

侵害とみる見解の對立がそれである。前者が斷行派で、後者が延期 において條約改正の手段として法典編纂を約束することは、國權の

派であつたとするのが著者の結論である。

あるからには、 統一的見解を樹立することが 困難であろう。 きわめて複雑であり、またその解釋も、學者の思想的立場の相違が 以上が、著者の主論文の要旨である。思うに民法典論爭の本質は しか

して、實證的な立場からきわめて異色ある主張を闡明したものであ し、著者の業績は、これまでの平野説を中心とする通説的見解に對 近代日本法制史研究に及ぼせる著者の寄興は、特筆すべきもの 內山正熊教授學位請求論文審查要旨

があるといわねばならない。

socialism) の立場に立つ著者が、「現代政治の 社會的、 景」「各國政治の諸形態」「政黨政治の實態」の三編から成るテーマ 副論文「現代政治の實態」は、 民主社會主義 (democratic 思想的背

のである。

主論文および副論文を通じて窺いうる著者の學殖は、

法學博士の

を論及したもので、著者の政治學に對する並々ならぬ見識を示すも

學位を與うるに十分なるものとみとめる。

昭和三十五年三月二十三日

審查委員 慶應義塾大學教授 法學博士

手塚

慶應義塾大學教授

慶應義塾大學教授

潮田

江次

島田 久吉

內山正熊教授學位請求論文審查要旨

1 主 論文 外交と國際政治

2 參考論文 國際政治學序說

著者の提出した主論文は「外交と國際政治―理論と歴史―」と題 九七

(一三五)